（その１）

収　支　報　告　書

平成２８年分　※該当箇所に□をすること。

政治団体の区分
□ 政党
☑ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
□ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
□ ２以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

（ふりがな）

1 政治団体の名称　みんしゅとうおかやまけんだいいっくそうしぶ　民主党岡山県第１区総支部

〒７００－０８１１

2 主たる事務所の所在地　岡山県岡山市北区番町１－１－６

3 代表者の氏名　柚木　道義

4 会計責任者の氏名　高原　俊彦

事務担当者の氏名　高原俊彦

電話番号　086-226-0711

岡山県選挙管理委員会 受付 29.3.-3 (受付印)

□ 解　散

※報告対象年の収入額、支出額がともに「０」の場合は、黄色の様式（様式その１、その２、その１７及びその２０）のみ提出してください。

資金管理団体の指定の有無
□有　☑無
公職の種類　（現・候）
資金管理団体の届出をした

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　柚木　道義
公職の種類　衆議院議員　（現）候）

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	*2,262,975*
（前年からの繰越額）	*1,142,958*
（本年の収入額）	*1,120,017*
支　出　総　額	*572,834*
翌年への繰越額	*1,690,141*

２　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費	
金　額	*0*
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	*0*

(2)　寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ア) 個人からの寄附	*0*	
（うち特定寄附）		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	*0*	
(ウ) 政治団体からの寄附	*0*	
小計　(ア) ＋ (イ) ＋ (ウ)	*0*	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）		
イ　政党匿名寄附	*0*	
合　計　（ア　＋　イ）	*0*	

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金　額	年月日	主たる事務所の所在地	備　考
民主党岡山県総支部連合会	388,200	28・2・3	岡山県岡山市北区南中央町1-9	
民進党岡山県総支部連合会	300,000	28・4・1	〃	
〃	378,800	28・8・1	〃	
この頁の小計	1,067,000			
合　計	1,067,000			

（注１）　当該交付金については、「政治団体からの寄附」又は「その他の収入」には計上しないこととなります。

（注２）　同一本部・支部（選管等へ届け出たものに限る。）からの交付金が複数ある場合は「名寄せ」して年月日順に記載し、「計」を入れてください。「合計」欄は最終頁に記載してください。

（その６）

（６）　その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
労働保険解約返戻金	52,927	
この頁の小計	52,927	
１件10万円未満のもの	90	
合　　計	53,017	

（注）１件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して「1件10万円未満のもの」欄に記載してください。
「1件10万円未満のもの」及び「合計」欄は最終頁に記載してください。

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

（1）支出の総括表		
項目	金額	備考
1　経常経費		
(1)　人件費	*216,000*	
(2)　光熱水費	*0*	
(3)　備品・消耗品費	*5,184*	
(4)　事務所費	*189,269*	
小計	*410,453*	
2　政治活動費		
(1)　組織活動費	*33,491*	
(2)　選挙関係費	*0*	
(3)　機関紙誌の発行その他の事業費	*128,890*	ア～エの計
ア　機関紙誌の発行事業費	*0*	
イ　宣伝事業費	*128,890*	
ウ　政治資金パーティー開催事業費	*0*	
エ　その他の事業費	*0*	
(4)　調査研究費	*0*	
(5)　寄附・交付金	*0*	
(6)　その他の経費	*0*	
小計	*162,381*	
合計	*572,834*	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	備品・消耗品費（消耗品費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	5,184				
合計	5,184				

(注１) 資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載して下さい。

(注２) 国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。

(注３) 「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分ごとに、最終頁に記載してください。

(注４) 資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の団体については、記載の必要はありません。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費（通信費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
郵送料金	*14,420*	28・2・5	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
郵送料金	*17,664*	28・5・27	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
この頁の小計	*32,084*				
その他の支出	*18,551*				
合計	*50,635*				

(注１) 資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載して下さい。

(注２) 国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。

(注３) 「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分ごとに、最終頁に記載してください。

(注４) 資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の団体については、記載の必要はありません。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費（事務管理費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
監査報酬	136,906	28・3・11	桑原　一	岡山市東区西大寺松崎248の83	
この頁の小計	136,906				
その他の支出	1,728				
合計	138,634				

(注１)　資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載して下さい。

(注２)　国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。

(注３)　「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分ごとに、最終頁に記載してください。

(注４)　資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の団体については、記載の必要はありません。

（その15）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費（行事・会議費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
国政報告会会場費	17,300	28・3・11	一般社団法人 岡山県労働者福祉協議会	岡山県岡山市北区津島西坂1-4-18	
幹事会会場費	14,374	28・5・22	公立学校共済組合岡山宿泊所 ピュアリティまきび	岡山県岡山市北区下石井2-6-41	
この頁の小計	31,674				
その他の支出	1,117				
合計	32,791				

（注１）資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載して下さい。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分ごとに、最終頁に記載してください。

（注４）資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の団体については、記載の必要はありません。

(その15)

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費（旅費交通費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	700				
合計	700				

(注１) 資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載して下さい。

(注２) 国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。

(注３) 「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分ごとに、最終頁に記載してください。

(注４) 資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の団体については、記載の必要はありません。

（その15）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	宣伝事業費（宣伝広告費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
ポスティング代	60,000	28・3・28	米橋清治	兵庫県明石市別所町18-18-201	
〃	53,890	28・4・6	米橋清治	兵庫県明石市別所町18-18-201	
この頁の小計	113,890				
その他の支出	15,000				
合計	128,890				

（注１）資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載して下さい。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分ごとに、最終頁に記載してください。

（注４）資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の団体については、記載の必要はありません。

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑して下さい。

(その19)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

領収書等の写し

政治資金監査報告書

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成　29年　3月　3日

政治団体の名称　　民主党岡山県第１区総支部

会計責任者の氏名　　高原　俊彦　　㊞

代表者の氏名　　㊞
（解散時のみ）

（注）政治団体の解散に伴う収支報告書には、会計責任者の署名・押印のほか、代表者の署名と押印が必要です。

政治資金監査報告書

平成29年2月28日

民主党岡山県第１区総支部
代表　柚木　道義　殿

登録政治資金監査人　梁原 一

登録番号　　第　２８３２　号
研修終了年月日　平成２１年６月２６日

1　監査の概要

(1)　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、民主党岡山県第１区総支部の平成２８年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2)　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3)　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4)　この政治資金監査は、民主党岡山県第１区総支部の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1)　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2)　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3)　法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4)　法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

民主党岡山県第１区総支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、民主党岡山県第１区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上